



## 基本的な考え方

1. 実施主体の考え方 ▶ 災害救助法の適用が想定される場合は都道府県等、それ以外の場合は市区町村が基本。
2. 避難所としてホテル・旅館等の活用が想定される場合 ▶ 避難者総数に比して、被災地域の避難所数が量的に不足する場合等

## 第1章 平時の取組

1. 担当部署の決定、マニュアルの作成
2. ホテル・旅館等との事前協議 ▶ 受入れ条件、受入れ可能期間、受入れ料金、受入れ時にホテル・旅館等にお願したいこと等

## 第2章 発災時の取組

1. 受入れ可能施設と避難対象者のマッチング
  - ▶ 避難者の状況把握→受入れ可能施設の確保→マッチングの実施→避難対象者の決定→避難対象者リストの作成
2. 受入れ施設までの移動、輸送
3. 受入れ施設における支援
  - ▶ 健康管理、食事支援、支援情報の提供等
4. 受入れ施設からの退去
  - ▶ 自治体の担当職員、受入れ施設、帰宅先や転居先の市町村の災害対応窓口、退去する避難者間での情報共有を徹底

## 第3章 過去の災害における取組事例

- ・令和6年能登半島地震／令和6年9月20日からの大雨（石川県）
- ・熱海市伊豆山土石流災害（静岡県熱海市）
- ・令和6年7月25日からの大雨災害（山形県戸沢村）
- ・八潮市道路陥没事故（埼玉県）
- ・トカラ列島近海を震源とする地震（鹿児島県十島村）
- ・令和7年8月6日から低気圧と前線による大雨（熊本県）
- ・令和7年台風第22号及び第23号による災害（東京都八丈町）

利用申請書など、  
発災時に活用可能な様式例を掲載

## 第4章 参考資料

### <災害救助法の適用対象事項>

- ホテル・旅館等の利用のために支出できる費用は、基準額として、1人1泊11,000円以内（食事は含まず。）での実費。
- 食事支援のために支出できる費用は、基準額として、1人1日1,480円以内での実費。
- 避難所からホテル・旅館等（避難所）への移動や、ホテル・旅館等（避難所）から元の避難所への移動に伴う費用も対象となる。
- 都道府県知事等からの要請を受けて、派遣された保健師や関係団体等による健康相談は「福祉サービスの提供」として対象となる。等